

以上で、近藤議員の質問が終わりました。

関連質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

関連質問なしと認めます。

ここで、暫時休憩いたします。再開を2時35分といたします。

〈午後2時25分 休憩〉

〈午後2時35分 開議〉

○議長（松尾徹郎君）

休憩を解き会議を再開いたします。

次に、新保峰孝議員。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

新保議員。〔4番 新保峰孝君登壇〕

○4番（新保峰孝君）

日本共産党の新保峰孝です。

私は、入札談合問題、市長選時の公職選挙法違反等、米田市政における法令遵守、政治姿勢、責任の取り方について。地域産業の振興について。新型コロナウイルス感染症対策の今後について。地域医療と糸魚川総合病院の役割についての4点について、米田市長のお考えを伺いたいと思います。

1、入札談合問題、市長選挙時の公職選挙法違反等、米田市政における法令遵守、政治姿勢、責任の取り方について。

(1) 入札談合問題。

① 新市になってから、一部年度を除き、談合が行われ常態化していたと思われる。糸魚川市官製談合再発防止対策検討委員会では、落札率99から100%は官製談合、97%は談合とみなすと言われていた。

1市2町合併後の新市は米田市政で始まった。この間の談合により数十億円もの損失を市に与えた政治責任を取ることができるのは、新市発足から市長を務める米田市長だけではないかと思うが、どのようにお考えか。

② 健康づくりセンター屋内プール建築設計業務委託の発注設計書作成時の計算誤りと説明された事案に対する市の考え方についてお聞きしたい。

③ 電子入札はいつから導入されたか。電子入札の際、他の入札参加事業者を知るにはどのような方法が考えられるか。情報漏えいについてどのように考えているか。

④ 電子入札導入により、どのような改善や効果があったか。

(2) 公職選挙法違反等。

① 昨年4月の糸魚川市長選挙時に、地位を利用して米田市長への支持を働きかけたとして、公職選挙法違反の疑いで書類送検されている前副市長の現状について、どのようにお考えか。

(3) 法令遵守、政治姿勢、責任の取り方について。

① 2014年5月27日の最高裁判決は、2親等規制を定める広島県府中市議会の議員政治倫理条例により辞職を求められた元府中市議が訴えを起こした件で、元市議が敗訴したものである。

市長の場合は発注者であり、より直接的に関係してくると思うがどのようにお考えか。

② 談合に市の職員も関わっていたことに対する認識と市長としての責任をお聞きしたい。

2、地域産業の振興について。

(1) 人口減少が止まらない中で、どのような地域産業の振興を目指しているか。

(2) 糸魚川市の産業資源について、どのように捉えているか。

(3) 当市の産業発展の方向性をどのように考えているか。

(4) 中小企業支援の強化を図るべきではないか。

(5) 第1次産業も含めた幅広い就業、起業支援の強化を図るべきではないか。

(6) 耕作放棄地対策を、景観対策、都市交流、地域づくり等、幅広い視点で取り組む必要があるのではないか。

(7) 農業（産業）振興公社等、行政とは別の産業振興の組織や団体等をつくり、地域産業振興に弾力的に取り組むことができる体制づくりが必要と思うが、どうか。

3、新型コロナウイルス感染症対策の今後について。

(1) 3回目ワクチン接種の進捗状況と新型コロナウイルスの発症状況、6月末にワクチン接種完了を目指す今後の見通しはどうか。

(2) 今後、7月以降のワクチン接種の考え方はどのようなものか。

(3) 新型コロナウイルスワクチンの接種方法が、インフルエンザ並みに一般ワクチン化される見通しはどうか。

4、地域医療と糸魚川総合病院の役割について。

(1) 医師の働き方改革により、一層医師の確保が難しくなると言われている。当市における基幹的病院と位置づけられている糸魚川総合病院の医師の確保についてはどのような状況か。

(2) 糸魚川総合病院の診療科目の維持についてはどうか。

(3) 地域医療体制を維持するために、今後どのように取り組んでいく考えか。

以上、1回目の質問といたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長（米田 徹君）

新保議員のご質問にお答えいたします。

1番目の1点目の1つ目につきましては、行政の責任者として重く受け止めております。

2つ目につきましては、初日の行政報告で申し上げたとおり、大変遺憾であると捉えております。

3つ目につきましては、当市では、平成23年度から導入しており、事業者が他の入札参加事業者を知ることはできないシステムとなっております。

また、情報漏えいについては、承知いたしております。

4つ目につきましては、入札、契約事務の効率化、透明性の向上が図られるとともに、事業者側においても事務負担の軽減につながっているものと考えております。

2点目につきましては、本日までに検察庁からの通知はございません。

3点目の1つ目につきましては、地方自治法第142条の規定では、2親等以内の家族について制限はないことから、問題はないものと認識いたしております。

2つ目につきましては、誠に遺憾であり、私自身の責任についても重く受け止めております。

2番目につきましては、総合計画に位置づけているとおり、地域内での経済循環と外貨を得る取組を進めるとともに、若者や女性の就業環境を整え、雇用の創出や担い手の確保を図る取組を進めてまいります。

また、地域資源や交通物流ネットワークを活用した新たな産業の創出や、商工業及び農林水産業の振興と6次産業化を推進するとともに、観光資源を活用した交流人口の拡大を図ることを目的といたしております。

3番目の1点目と2点目につきましては、6月5日現在、12歳以上で75.9%であります。引き続き、希望される方が速やかに接種が受けられるよう体制の確保を行ってまいります。

なお、感染状況は、減少傾向にあります。引き続き、感染防止対策の周知徹底に努めてまいります。

3点目につきましては、国において情報収集、検討が行われているものと捉えておりますが、現時点では、具体的な情報はありません。

4点目につきましては、糸魚川総合病院と連携し、富山大学へ医師の派遣を働きかけ、医師の確保と診療科目の維持に努めてまいります。

以上、ご質問にお答えいたしました。再度のご質問によりましては、所管の部・課長からの答弁もありますのでよろしくお願い申し上げます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

新保議員。

○4番（新保峰孝君）

入札談合問題でお聞きしたいと思います。

これまで財政的に厳しくなってきたからということで、職員削減や経費一律削減が行われてまいりました。昼休みに消灯して、経費削減もしてきたと思います。紙を減らしたり、無駄をなくすことは、よいことだと思いますが、本当に財政の健全化を図ろうとしてきたのかどうか、甚だ疑問です。談合問題のような巨悪から、市民の目をそらさせるための手段として行ってきたのではないかとさえ思ってしまう。何のために経費削減を行ってきたのか、お聞かせください。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

渡辺総務部長。〔総務部長 渡辺孝志君登壇〕

○総務部長（渡辺孝志君）

お答えいたします。

やはり財政的な面で、非常に合併したときには交付税とかのメリットもございましたけども、やはり何年かしてきますと、そういった特例が切れてまいります。そうしますと、やっぱり自由に使える財源というのは、硬直化していく可能性がある。そういったところも含めまして、庁内のあらゆる消耗品ですとか光熱費、そういった削減をして、新たな財源を生み出す。そういった取組はしてまいりました。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

新保議員。

○4番（新保峰孝君）

財政が厳しくなってきたからといって、市職員削減が求められ、実行されてまいりました。正確ではありませんが、例えば単純に職員1人当たり年間1,000万円かかると仮定した場合、毎年おおよそ職員30人分の費用が、談合で不正支出されていたことになるのではないかと。言い換えれば、談合が行われることによって、支出しなくてもよいお金を、年間何億円も支出していることをごまかすために、職員削減が行われてきたのではないかと。そういう理由づけに使われてきたのではないかとおもうてしまいます。いかがでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

渡辺総務部長。〔総務部長 渡辺孝志君登壇〕

○総務部長（渡辺孝志君）

お答えします。

職員の削減につきましては、やはり合併したときからの定員適正化計画というものがございました。それで合併したときには、やっぱり1市2町の職員で非常に多かった。それを定員適正化計画類似団体としています。そういったところの比較の中で、削減していかなければいけないというところがございまして、そこをやっぱり計画的に進めてきたというふうなものです。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

新保議員。

○4番（新保峰孝君）

そうすると節約・削減しなければならないんだけど、談合問題で毎年、約3億円ぐらい無駄な金を払ってきたというふうなことは、それはそれで調べなきゃならんかった別のことだということなんですね。そっちのほうは、特に調べなかったということではよろしいですか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

渡辺総務部長。〔総務部長 渡辺孝志君登壇〕

○総務部長（渡辺孝志君）

お答えします。

確かに今、議員の言われるとおり契約率が高いというのは、私たちも、その予定価格と最低制限価格の範囲内というところであればという認識はございました。ですから、今回こういった件もございまして、新たな視点に立って、それはおかしいぞという視点で対策を取ってまいりますので、今までは申し訳ありませんが、その既定のラインに入っていればという考えできたのは、事実でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

新保議員。

○4番（新保峰孝君）

先ほど電子入札で、どの入札参加事業者が札を入れているかは分からないと言われましたよね。それでも首をかしげる人が、方がいたんですよ。何で自分が参加するときは、低くなってる。そのほかのときは、落札率が上がるんだらうと。普通であれば分からないはずのことが、分かっているんでないかと。どっかから漏れてるんでないかというふうなことを風のうわさで聞きました。こういうことが、実際に、入札結果を見ますと、ぐっと97%とか、あるいは100%とか高いものもあるけども、低いのもたまにあるんですよ。そういうこともあるのかなと思ったんだけど、これだと、もうそれこそ官製談合といいますか、市役所ぐるみの談合をやられてんでないかということになっちゃいますよね。そんなことはないと思うんですが、業者間談合でもそういうのは、あるとすれば、できないこともないというふうに思うんですが、いかがお考えですか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

渡辺総務部長。〔総務部長 渡辺孝志君登壇〕

○総務部長（渡辺孝志君）

お答えします。

電子入札につきましては、もう電子の中で申込みをしてしまいますと、職員でも、もう電子の申込みしますと、もう一切出ませんので、そこは情報というのは担保されているものだと思います。

ただ、公共工事の広告の段階で、入れる前の状態であれば、そこら辺の情報というのは分かりかねますけども、電子入札に限っては、入ってしまえば中身は分からないというしぼりになっております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

新保議員。

○4番（新保峰孝君）

健康づくりセンター屋内プール建築設計業務委託の発注設計書作成時の計算誤りということで説明された事案ですが、私は前にも特別委員会なりで言わせてもらったんですけど、本来であれば、これは再入札すべき案件でないかと。とにかく数字が合っていればいいという、何ていいますか、そういう問題じゃないだらうと。基本的なところをやっぱりしっかりしておかないと、これは行政のやり方といいますか、対応というのが、ずれてくるんでないかと思ったんですが、この点についてはいかがお考えですか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

渡辺総務部長。〔総務部長 渡辺孝志君登壇〕

○総務部長（渡辺孝志君）

プールの設計につきましては、違算があったというのは、本当に事務方としては、本当に申し訳ないというふうな私も気持ちであります。それも長く見つからなかったというのは、本当に申し訳ないんですけども、ただ、入札の段階で違算があって、その前段階での、例えば公告をかけたときの業者さんからの質疑書とか。そういったところで分かってしまうと、中止をかけるということはできますが、今回はそういった問合せもなく、そのまま私たちのほうも違算には気づかずに、もう設計書も上げて、公告を上げてしまった。そういった面で、もう事業が進んでいったということになりますので、どっかの時点で、これが違算があるぞとなれば、入札の中止をかけていたと。今でもそういう取扱いは、いたしております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

新保議員。

○4番（新保峰孝君）

新市になってから、一部年度を除いて談合が行われてきたことが、第三者委員会の調査の中で明らかになったと思いますが、1市2町の合併時から、市長を務めてこられた米田市長は、談合が行われてきた責任をどのように考えておられますか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長（米田 徹君）

お答えいたします。

私は、委員会の中で談合があったと言われる指摘をされますが、私は、それはいかがかなとは思っております。今ほど部長が述べたように、許容範囲の中に許容といたしまして、その枠の中に入ってるという形で受け止めてまいったわけでありまして、その談合があった年は、本当に私といたしましては、責任を重く受け止めておる次第でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

新保議員。

○4番（新保峰孝君）

米田市長も、その入札の結果、ずっと市長まで行くのもあるんでないんですか。副市長で止まったり、部長で止まったり、その規模なり、いろいろ種類によって。米田市長も判こを押したことはあるんでないですか。判こを押しても責任はないちゅうことなんですか。それとも、これは副市長止まり、部長止まり。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

渡辺総務部長。〔総務部長 渡辺孝志君登壇〕

○総務部長（渡辺孝志君）

やはりこの工事の入札の結果は、全て市長が見るということではないんですね。やはり金額によりまして、ここにいる部・課長たちが、それぞれの金額によって権限を委任されております。ある一定の規模でいきますと副市長まで、それを超える金額になりますと市長が決裁を、権限を持つてると、そういった形で私たちで言うと専決というふうに申し上げますが、やはり金額によって権限が決まってるという形で事務執行を行っております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

新保護員。

○4番（新保峰孝君）

普通の仕事のやり方、決裁のやり方で同じということですよ。でも最高責任者、市長が判こを押す場合もあるということですよ。当然、判こを押せば、それだけの責任がついてくるから、前は非常に印鑑はね、今省略するのもあるけども、非常に重要に考えられていたわけでしょう。これは責任のついて回る判こだと。ということになれば、米田市長にも、当然、一番トップとしての責任と同時に、自分が判こを押した大きい事業の責任というやつが、当然あると思います。

それともう一つは、米田市長は業界の方でしょう。自分の家業がそれぞれそういう仕事をしてるところで来た方ですから、なおさらその内情に詳しいはずですよ。99%とか100%出て、これおかしいと思わなかったんですか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長（米田 徹君）

お答えいたします。

私が、判こを押そうが押すまいが、行政のやってるものについては、全てが私が最高責任者であります。そして、私は、その自分がやってたときと時代もかなり違っておるわけでございまして、非常に近年については、いろいろの資料をお持ちであるわけでございまして、私といたしましては、談合はないものと信じておりました。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

新保護員。

○4番（新保峰孝君）

談合はないと言われましたよね。おかしいんじゃないですか、これ。第三者委員会にお願いして、今後の、これまでの対策をどういうふうにすればいいかと相談して、結果が出て、それを実行しているわけでしょう。そんな中でお願いした委員会の委員の皆さんの中で、これは民間、これは談合ですよ。99%、100%になれば、これもう一般的に官製談合だというふうに言われてたわけでしょう。それをそのときに、何でその委員の皆さんに、いやそんなことはありませんと、私はそうは思いませんと、何で市長、言わなかったんですか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長（米田 徹君）

お答えいたします。

私の言ってるのは、委員会を設置する以前の話を上申しておるわけでありまして、ですから、我々といましては、職員と一体となつて、それは正しいものとして捉えてきたということでございまして、委員会でご指摘いただいた談合は、あつたのではないかとご指摘いただいたわけございまして、そういう状況ということで、ご理解いただきたいと思つております。ですから私は、委員会の指摘後を言つてゐるわけではございません。指摘する前を言つてゐるわけございまして、指摘する前に我々が分かつてたら、こんなことは起きなかつたと思つております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

新保議員。

○4番（新保峰孝君）

合併して、じきのことですよ。合併直後といひますか、最低制限価格を公表した時期が、数年ありますよ。そのときは、低かつたんですよ。そのときのことを言われたのであれば、それは間違いではないと。

しかし、その後のほうが長いわけでしょう。合併してからこれまでの期間の中で、最低制限価格が公表された期間というのは、ほんの数年でなかつたでないですか。きちんとやっぱり市長として、これだけ市民に迷惑、数億じゃない、桁が違ふわけでしょう、一桁、それだけ迷惑かけてるわけですから、やっぱり真摯に反省してもらわなきゃ困ると思ひますよ、いかがですか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長（米田 徹君）

お答えいたします。

やはり事業者の皆様方におかれましては、100%に近づけるというのは、やはり入札の基本だろうと思つております。ですから、私たちがいましては、そういう長い間の資料だとか、最近のデータによつて、またいろんな電子機器によつて、非常に精度が高くなつてゐるという捉え方をしておつたわけございまして、ですから、確かに委員会では、そう言われたかもしれません。全てが私はその中に入るとは思つてません。また、談合の指摘があるとしたら、もしかしたらあるのかもしれません。また、そういう状況がなかつたかもしれません。

しかし、確たるものは、私は持ち得ないわけございまして、その辺はいろいろアドバイスを受ける中で判断してきたいと思つております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

新保議員。

○4番（新保峰孝君）

例えば計算ソフトが市販されてるということですよ。その計算ソフトを使って、100%を計算するわけじゃないでしょう。最低制限価格どのぐらいになるかちゅうのを見るわけじゃないですか。上越市とか妙高市で、今言われたようなことを言ったから、何言ってるんだということになりますよ。糸魚川市だから通じるということじゃないでしょう。一般的に談合は許されないと。これだけ数十億円も市民に迷惑をかけておいて、言い訳がましいことを言うのはおかしいんじゃないですか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長（米田 徹君）

お答えいたします。

私は、ですからこのことについては、重く受け止めてると申しております。

ただ、要するに我々はやはり以前はそのような形で受け止めていたと申しただけでございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

新保議員。

○4番（新保峰孝君）

今、平均落札率が94%ぐらいになったのは最近でしょう。この1年ぐらいでしょう。その前は、さっき私が言ったような高い数字になっとったわけですよ。上越、妙高のほうの業者の皆さんに聞いてみてください。非常に糸魚川みたいにこんなに楽なところはないと。とは言わないけども、非常に自分たちのところは厳しいという声ですよ。もうちょっと、これで反省したというふうには、到底受け止められませんね、これね。

公職選挙法違反等の関係で伺います。

前副市長が、市役所内の部・課長に米田頼むねと言って回って、選挙違反の疑いで書類送検状態をつくり出したのは、元になってるのは米田市長ですが、何の責任も感じないんですか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長（米田 徹君）

お答えいたします。

たしか前藤田副市長は、米田頼むと言ったと言われておりますが、米田頼むということではなくて、ただ選挙を頼むねというような言い方をされたかと思っております。

しかし、それによって、今、検察庁のほうに行っておるわけでございます、その報告を受けておりませんので、それに関しては、私は今答弁を控えさせていただきたいと思っております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

新保議員。

○4番（新保峰孝君）

米田頼むと直接そういうふうに名前を挙げて言わなくても、選挙頼むねと言われれば、どういふふうなことを言ってるか分かるわけでしょうが、皆さんが、職員の皆さんは。言い訳ばかり言わんでください、みっともない。

昨年の7月20日に糸魚川市選挙管理委員会が、全員一致で地位を利用した選挙運動に抵触した疑いがあると判断して、県警に刑事告発しましたが、この点についていかがお考えですか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

渡辺総務課長。〔総務課長 渡辺 忍君登壇〕

○総務課長（渡辺 忍君）

選挙管理委員会の立場として、お答えさせていただきますが、やはり疑いがあるということで、地位利用した疑いがあるということで、選挙管理委員会のほうに諮らせていただいた上で、選挙管理委員会としては、やはり疑いあるものは告発すべきだという結論から告発させていただきましたし、その結論につきましては、司法に委ねるということで、告発したものでございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

新保議員。

○4番（新保峰孝君）

選挙管理委員会に聞いてるんでないんです。米田市長に聞いてるんです、いかがですか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長（米田 徹君）

先ほど申し上げたとおり、その辺が検察庁から結果が出ていないわけでございますので、やはりこの問題については、私といたしましては、はっきりとはお答えできないと思っておりますが、しかし、市長選挙において、このようなことが起きたということは、私といたしましては、非常に遺憾に思っておりますし、また、私に対しての思いが非常に強くあったものと、本当に私といたしましては非常にうれしい部分もございますが、しかし、選挙違反というのは、まずいことであったと捉えております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

新保議員。

○4番（新保峰孝君）

前副市長が、とにかく米田市長と話をして、どういう内容か分かりませんが、それで動いたということになれば、今言われたようなことであったとしても、何の責任も感じないんですか。自分のために書類送検されたら、そういうことになるんですよ。それについて、何とも思いませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長（米田 徹君）

やはり私は、しっかりとした結論的なものはない中で、これをどのようにお答えすればいいかというのは、今持ち合わせていないということでございまして、私といたしましては、非常に申し訳ないことをしたなどは思っております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

新保議員。

○4番（新保峰孝君）

（3）のほうで、伺います。

今から8年前の最高裁判決は、市会議員に出されたものでありますが、同じことが市長にも言われることではないかと思えます。条例は、法律は、条文のほうは別な部分に書いてありますけども、内容的には一緒なんですよ。ここで言われている2親等規制、判決で言われてる2親等規制というのは、高等裁判所に差し戻されて、高等裁判所でやりなさいというのが、そこで却下されたわけなんだけど、要するに府中市議会の政治倫理条例に基づいて、本人が辞めさせられたと。本人にしてみれば、辞職させられたというので、これはおかしいということで訴えた裁判ですよ。だから、基になってるのは、2親等規制なんですよ。2親等規制というのは、議員の条文と市長の条文とは別に、市長のほうは後になってるわけですよ。同じはずなんです。

市長の場合は、2親等規制のポイントちゅうのは、影響力の行使ということだと思います。市長の場合は、発注者なんですよ。議員の場合は、発注者じゃないんです。発注者であり、親族会社に例えば発注していれば、身内への発注ということになるわけですよ。市民の目から見れば、身内に発注ということになる。2親等規制をどうお考えですか、先ほど関係ないというふうな言い方されましたけど。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

中村企画定住課長。〔企画定住課長 中村淳一君登壇〕

○企画定住課長（中村淳一君）

議員がおっしゃる裁判につきましては、府中市議会議員政治倫理条例が、憲法に違反し、その条例を基にして、議員の2親等以内の親族が経営する企業が、工事等の請負契約等を辞退しなければならなかったということに対する慰謝料等の支払いを求める裁判であったかと思えます。

したがって、市長答弁のとおり、当市におきましては、市長の請負契約についての制限が設けられているのは、地方自治法第142条ということになりますので、2親等規制には、そもそも該当しないというふうに考えてございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

新保議員。

○4番（新保峰孝君）

市長に聞いたんですけどね、市長に聞いたんですけど、条文の判断は、裁判所がやるんですよ。行政府、立法府、例えば議会は、法律をつくるところで、その判断は、裁判所がやる。裁判所が、条

文には2親等規制というのは書いてないんですよ。これまでのずっと流れを見て、この中にも少しありますけども、自分が契約するちゅうんじゃないなくて、議員が、奥さんの名義にしておけば、これは大丈夫だと。これ2親等になるわけです。そういうふうなことも行われてきたと。これじゃあ駄目だよというふうなことを、この最高裁判所の判決文の中に書いてあるんじゃないですか、読まれました。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

渡辺総務部長。〔総務部長 渡辺孝志君登壇〕

○総務部長（渡辺孝志君）

私も条文見させていただきましたが、私が見たのは、この条例自体、これたしか議員立法で広島県の府中市がやられたというふうに見させていただきました。争点になってるのは、ここが憲法21条か22条もしくは29条、憲法に違反するんじゃないかという論点だったのかなというふうに捉えております。その2親等がどうのこうのというよりも、条例そのものが憲法に違反するんじゃないかなというふうに、私は捉えさせてもらいました。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

新保議員。

○4番（新保峰孝君）

条例そのものが憲法違反だということですか。最高裁判所がそういうふうに言いました。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

中村企画定住課長。〔企画定住課長 中村淳一君登壇〕

○企画定住課長（中村淳一君）

繰り返しになりますけれども、府中市議会の議員政治倫理条例が、憲法に違反するのではないかといいた裁判でありまして、その中では、憲法には違反しないといつた判決であったかとは思っております。

ただ、繰り返しになりますけれども、府中市議会の政治倫理条例が、憲法に違反するかどうかということが焦点の裁判で、判決であったと。その判決の中では、その点において正当であるということを書いてあるものでありまして、すなわち、そのことで当市において、2親等以内の請負契約が違反になるといふことではないかというふうに思っております。

以上です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

渡辺総務部長。〔総務部長 渡辺孝志君登壇〕

○総務部長（渡辺孝志君）

すみません、ちょっと言葉足らずで申し訳ありません。

私が言ったのは、この本人が、この条例が憲法に反するんじゃないかという訴えだったんですが、国のほうでは、裁判のほうでは、そこは差し戻しをしたということで、憲法に違反してるというも

のではないというふうに思っております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

新保議員。

○4番（新保峰孝君）

権現荘問題、能生中学校相撲部の問題、談合問題、副市長の選挙違反容疑の書類送検等々、言い訳や当時の能生事務所長のように、問題点を指摘する市議員のほうが悪いようなことを集まりで言うと。能生中学校相撲部問題では、力の強いものには物が言えない。談合問題では、これほど莫大な損失を市に与えた責任というものをまともに受け止めていない。副市長の選挙違反事件では、自身の問題であるにもかかわらず、人ごとのような態度を取ると。これが自治体のトップの取る態度だろうかというふうに思います。私は、潔く辞職されたほうが良いと思いますよ。いかがですか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長（米田 徹君）

お答えいたします。

いろいろと列挙して辞職を迫りますが、私といたしまして、本当に合併以来、いろんなことが起きております。それに対して、この調査をし、そして報告させていただき、そして、それに対してしっかりと再発防止に取り組んできました。そして、私の市長としての責任も、その都度取ってまいっておるわけございまして、決して私は、やはり逃げたとか、また、そのようなすり替えたようなことはしてございません。真摯にしっかりと受け止めて、対応してまいりましたし、市長としての責任は、重く受け止め、責任を取ってまいります。これからも同じような考えで進めていきたいと思っております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

新保議員。

○4番（新保峰孝君）

この中で、ご存じの方もいらっしゃるでしょうし、知らない方もいらっしゃるかもしれませんが、学校で物も言えないような状態をつくってしまった能生中学校相撲部の問題。この問題では、当時の教育長が、問題を解決した後、責任を取って辞めております。非常に難しい問題だったと思います。

教務室、いろいろ議論して、教務室の中で物も言えない。それも外部の人間が来て、いろいろ言って、そういう状態になっていたというのがずっと伏せられてて、PTAの集まりですかね、次第にそれが分かっていって、この問題が明らかになったと。これを解決するために、当時の教育長、議会からもいろいろ追究されたりしてたんですが、最終的にこの問題を解決して、自分で責任を取って辞めたと、教育長はね、当時の。

私は、糸魚川市政のコンプライアンス遵守問題を改善するには、最高責任者が責任を取らないと、よくなるというふうに思います。けじめをつけるのは、トップですよ。3か月の減給で責任を

取ったということに、私はならないと思います、市長ですよ。いま一度、お答えください。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長（米田 徹君）

お答えいたします。

先ほどもお答えいたしましたように、やはり応分の責任を取ってまいったわけでございますし、私は、責任ないとは言っておりません。市で起きていることについては、私も、私の責任だと思っております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

新保議員。

○4番（新保峰孝君）

このままいくと、米田市政は、責任を取られるのは、現場職員だけだというふうになってしまっていますよ。これでいいですか。

次へ移ります。3つ目の新型コロナウイルス感染症対策の今後について。

今回の波の新型コロナウイルス発症状況を見ますと、1週間の感染者数が一桁台になってきていると思います。収束に近づいていると思いますが、県・国の今後のワクチン接種の取り組み方は、どのような考え方にに基づき行うのか、承知している範囲でお答えください。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

小林市民部長。〔市民部長 小林正広君登壇〕

○市民部長（小林正広君）

お答えいたします。

ワクチン接種に今4回目の接種というのが始まっておりますが、これにつきましては、満60歳以上の方全員、それと満18歳以上で基礎疾患を有する方、その他、重症化リスクが高いと医師が認めた方、こういう方が4回目接種の対象者ということになります。3回目までは、一通り順調に打っていただいて、よりリスクの高い方が4回目を受ける。ただし、この先につきましては、国のほうでもいろいろと医学的な知見等を精査しながら、場合によっては対象範囲を広める場合もあるというふうに、そこまでは聞いておりますが、まだそれ以上の情報は入ってきておりません。

以上です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

新保議員。

○4番（新保峰孝君）

先のことは、はっきりは分かりませんが、今後、新型コロナウイルスのワクチン接種は、世界の国々、いろいろありますけども、一般的に、その世界の国々と同じように、一般の疾病と同じようになってくるのではないかなというふうに思います。今後は、大きな影響を受けている業界が、回

復していくようになればというふうに思います。

今までのような形で、いつまでも新型コロナウイルスのワクチン接種が行われることはないのではないかというふうに思うんですが、これは状況を見ながら判断ということですから、そういうことなんでしょうけども、もうほかの先進国の中では、かなり緩和されてきてますよね。日本の場合も、いずれ足並みをそろえることになるのではないかと思います。

そういう中でも、特にワクチンを接種して、具合の悪くなる方、こういう方については、特に注意が必要と思いますが、いかがですか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

小林市民部長。〔市民部長 小林正広君登壇〕

○市民部長（小林正広君）

お答えいたします。

まず、前段、早くインフルエンザのようなレベルまで、対応が変わってくるというのは、私も望んでおるところですが、まだまだ国のほうでは、そういった知見が出ておりませんので、まだその情報を待っているという状況でございます。

後段の副反応とか後遺症とか、そういった部分につきましては、やはり1回目、2回目、3回目と打ってきた中で、やはり発熱がある。あるいは痛くなる。そういったような状況も、副反応として声は聞いておりますけども、今のところ、さほど重症化した例というのは、まだ報告がありません。

今後も、今のところファイザー社、それからモデルナ社のワクチンをワクチン接種に使っているわけですが、今度、ノババックスという新しいのも出てきました。また、新しいほうのやつは、少し違う形のワクチンということで、そちらは副反応がほとんどないだろうというふうに言われておりますが、まだまだ数は出ておりませんので、その辺もありますけども、いずれにしても当面は、糸魚川市で打つとしては、モデルナとファイザーが中心になるというふうに思っております。副反応等、そういった情報については、もうしばらく注意を払っていかなければならないというふうに思っております。

以上です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

新保議員。

○4番（新保峰孝君）

4番目の地域医療と糸魚川総合病院の診療科目について伺いたいと思います。

4年ほど前に市民厚生常任委員会で、糸魚川総合病院との懇談会をさせていただいたときに、日医総研ワーキングペーパー2010年版の資料で、人口10万人当たりの医師数は、全国平均で156.7人、上越医療圏で108.7人、糸魚川市で86.8人とのことです。糸魚川市の医師数は、全国平均の半分、上越医療圏の8割となっているとのことでした。医師の過重労働改善がなされた場合、医師不足はさらに大変になることが予想されますが、どのような取組をされていますか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

池田健康増進課長。〔健康増進課長 池田 隆君登壇〕

○健康増進課長（池田 隆君）

新潟県における医師不足というのは、指数で見ましても全国で最も低いレベルであります。その中でも上越・糸魚川については、新潟県の平均よりも、平均と大体同じぐらい、あるいは少し低いぐらいだというふうに考えております。今度、医師の働き方改革が始まることによりまして、お医者さんの労働する時間に制約が入ります。そうなりますと、今と同じ医療を続けようとした場合、やはり医師の数が今よりも多く必要になってくるというようなことで、今、糸魚川総合病院では、実際どういう働き方を今お医者さんがされておられるのか、そういうものの調査も行ってありますし、引き続き、医師の確保というのは最重要課題でありますので、糸魚川総合病院と連携しながら富山大学へ派遣の働きかけをしてまいりたいというふうに考えております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

新保議員。

○4番（新保峰孝君）

その懇談では、医師数、看護師数が少ない状況で、大変厳しい状況にあるが、病院内での改革・改善、職員の賞与削減などで乗り切っているとのことでありました。地域密着で生き残るために必要なことは、規模の段階的縮小、需要に応じた病院構成の模索、そのために必要な職員の確保等の現状認識を聞かせていただいたところであります。糸魚川市の現状認識は、4年前と比べて、いかなものかお聞かせください。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

池田健康増進課長。〔健康増進課長 池田 隆君登壇〕

○健康増進課長（池田 隆君）

地域医療の維持・確保については、糸魚川市においては行政課題の最も大きな課題の一つであるという認識で今、医師の確保、あるいは診療科目の確保に努めております。これについては、4年前についても同様であります。今お話がありましたように、医師の働き方改革、あるいは県で進めております地域医療構想、これがもう目の前に迫っておりますので、引き続き、緊張感を持って、これに当たっていききたいというふうに考えております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

新保議員。

○4番（新保峰孝君）

現在、産婦人科の存続が課題になっておりますけれども、糸魚川市で何とか存続できるようにしないと、現状の国・県の医師不足対策では、さらに都市部との格差が出てくることが考えられます。

聞いた話によりまして、まず、お医者さんの給料に明白に、その差があるという点、東京のほうが、やっぱりずっと、物価高かったり、家賃が高かったりするんですけども、そちらのほうが

やっぱり給料がいいという、そういう差も当然あるということです。糸魚川市で何とか存続できるようにしないと、現状の国・県の医師不足対策では、さらに都市部との格差が出てくるということでもあります。何としても確保する立場で取り組んでいただきたいと思います。どういうところが一番課題かと。今までは富山大学へ行って、お願いして、市長を先頭をお願いして、何とか頼むということで来てもらってたというのはありますよね。今回の場合は、なかなかそうもいかないような状況のようですが、その辺のところの考えを、いま一度お聞かせ願えますか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長（米田 徹君）

お答えいたします。

今、富山大学にお願いして、医師の派遣を進めとるわけでございます。これは何も産婦人科だけではなくて、ほかの診療科目も全てそうでございます。ですから、基本的には富山大学という、やはりきちっとした連携の中で、糸魚川総合病院が成り立つとるわけでございますので、この産婦人科の問題についても、富山大学と進めております。そしてまた、厚生連としての医師確保についても、行ってもらう中で、糸魚川総合病院の医師確保を努めておるわけでありまして、ですから、今その中で、この医師確保をさせていただくとるわけでありまして、さらに進むようになれば、またどのような手法があるのか、今でもそういった流れの中で、首都圏からお医者さんをおいでいただいたり、いろんな対応は行っております。そういった今の富山大学との連携の中で、しばらく探っていかなければいけないと思っております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

新保議員。

○4番（新保峰孝君）

産婦人科ということじゃなくて、医療全体を見た場合、以前にも言わせていただきましたけども、冬の期間はかなり厳しいんですね。糸魚川市と上越市を合わせた面積は、東京都の面積よりも多いんじゃないかな。それか、同じか多いぐらいだと思います。そのぐらいのところ、前にも言いましたけども、冬、車で上越へ行ったら、ずっと渋滞です。もう1時間以上動かない。これは高速も止まっていたから下道行ったんですが、医療関係でこういうふうになるちゅうこともあり得るわけですね。ですから、この問題は、きちんとやっぱり糸魚川は糸魚川で何とかできるような医療体制、それを確保していただきたいと思います。そういうふうな考え方でぜひ取り組んでいただきたいと思います。いま一度お考えをお聞かせください。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長（米田 徹君）

お答えいたします。

全くそのとおりで申し上げておる次第でございます。冬期間は、やはり天候が荒れると、道路の

みならず、ドクターヘリも飛べない状況が生まれるわけでございますので、陸の孤島というような状況が生まれるわけでございますので、糸魚川は、やはり糸魚川で完結できる地域医療が必要ということをお願いに上がってる次第でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

新保議員。

○4番（新保峰孝君）

この地域医療を維持するためには、また決断して、支援を大きくするとか、そういうことも考えざるを得ないときに来るとでないかと思えます。ぜひ市民の医療を守るために取り組んでいただきたいということを述べて終わります。

○議長（松尾徹郎君）

以上で、新保議員の質問が終わりました。

ここで、暫時休憩いたします。再開を45分といたします。

〈午後3時36分 休憩〉

〈午後3時45分 開議〉

○議長（松尾徹郎君）

休憩を解き会議を再開いたします。

〔「議長、議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

古畑議員。

○17番（古畑浩一君）

1点、先ほどの新保議員の一般質問で疑問な点がありまして、どうしても解決してほしいと思うんですが、新保議員の質問に対して、企画定住課の課長が選挙解釈をやってましたよね。それを解釈を、これはこういうもんだとやってますね。これは所管的に企画定住課がやることですか。総務課側の所管じゃないんですか。選挙に関わる問題、裁判に関わる問題、憲法上の解釈の問題、何で企画定住課の課長が答えてるんですか。

○議長（松尾徹郎君）

古畑議員、それは私の議事整理の中での質問として聞こえるんですよ。何で企画定住課長が答えるのかということですが、挙手をしたので私は指名したんですけども、おっしゃるように総務課、あるいは総務部長が答弁すべきことではないのかというご質問だと思います。これについては、答弁者のほうで答弁されたので、私はよしとしたんですが、答弁の内容で何か間違いがあったりとかだったということでしたら、これは訂正を兼ねて、また改めてさせますけども、もしそうでなければ、私の議事整理上ということで、ご理解いただきたい。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）